

平成 29 年 3 月

県ドリームハイツ

住宅管理組合 理事長 関 肇 様

自治会 会長 鈴木 健之様

ペット飼養問題検証委員会

答 申 書

ペット飼養問題検証委員会は、県ドリームハイツ住宅管理組合及び自治会より、平成 27 年 10 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日の間まで委嘱を受け、ペット飼養問題の解決を図るべく慎重に審議を行った結果、次の通り答申致します。

1. はじめに

県ドリームハイツ管理組合規定の「共同生活の秩序・維持に関する協定」では、集合住宅における共同生活の中で住民間のトラブル防止に配慮して、小鳥及び魚類以外の動物を飼育することを禁じています。しかし、40 数年来ペット飼養に係わる問題が潜在してきました。この問題に対処するため県ドリームハイツ自治会及び管理組合は、ペット問題に関する委員会を設置し検討した結果、ペット飼養問題検証委員会を発足させました。ペット飼養問題検証委員会は、ペット飼養に関する方向性について多角的に議論を重ね本答申に至りました。

2. 検証委員会報告

ペット問題検証委員会によるペット飼養の実態調査及び飼育への意見集約（資料添付）の結果、住民の約 15%（2007 年 18%）が飼養しているという結果になりました。アンケート回収率が 2007 年 96.6%と比較して 86%なので、実際の飼養者数は 2007 年度と同程度と推測できます。

① ペット飼育への意見集約及び当委員会会議により飼養者数の変わらない状況とペットの現在の位置づけを以下のように捉えました。

- ・ 高齢化、核家族化（65 歳以上が 49%を占め、2 人以下の世帯が 7 割以上、県ハイツ調べ）の増加と共に犬や猫が家族同様の人生の伴侶となってきている。
- ・ ハイツ建設当時から比べて世の中が変化してきており、人と動物との共生することの意義が見直されてきている。
- ・ 老人医療や心理医療の面においても、ペットによる改善効果が認められてきている。

② また、同様にペット問題が起因するトラブルを以下のように集約しました。

- ・ アレルギー、不衛生など近隣の健康面の問題
- ・ 飼養者のマナー違反
- ・ 動物が苦手な人への配慮不足
- ・ ペットが原因の住民トラブル

ペット飼養に関して、ペット飼養者と非飼養者では大きく意見、立場が異なり、このままでは一向に問題は解決しません。本委員会は、この状態を避けるべく審議した結果、次の結論に達しました。

3. 結論

本委員会は県ドリームハイツ住民のより良い生活環境を整え維持するということを目的とし、ペット飼養問題解決はその一部であるという観点から、以下の結論に達しました。

現在、多数の住民がペットを飼っていますが、協定違反という正論だけでは、ペット飼養トラブルの改善にはつながっていきません。自治会及び管理組合では対応に限界があり、今のところ住民同士で解決するしか方法がありません。本委員会は双方の事情を考慮した結果、このような閉塞的で平行線のままの状況を解決するには、協定を変更して以下の条件を付記し管理された状態で飼育を認めることしか問題解決にならないと判断しました。

- ① 飼養細則を制定、遵守事項を承諾した者にペット飼養の許可を与える。
- ② ペット飼養者は管理組合が承認した「ペット飼養者の会」に入会すること。
- ③ 「ペット飼養者の会」で飼養者の登録、管理、ペット問題（未許可ペットを含む）のトラブルの対応を行うこと。

ペット飼養登録により、飼養マナーが向上する気風を高めます。今後はペットトラブルの苦情を受け付ける公的な組織が存在することにより、より良い居住環境整備に役立つと思います。又、ペット飼養許可は、入居をためらってきた人達（若い入居予備軍等）へのPRにもなります。

4. ペット飼養問題に関する活動の経緯（一部ペット問題検証委員会報告書を参考）

- 2007年 管理組合・自治会による全居住者対象「ペット飼養に関するアンケート」
回答結果・酸性 2.2%・ルール、マナーを守る等条件を満たすことを前提に賛成 56.8%
と約 60%が賛成だったが、規約改正には、75%（3/4）が必要なので改正には至ら
なかった。（回収率 96.6%）
- 2012年2月 「ペット問題準備委員会」発足（以下準備委員会）
ハイツ居住者の高齢化、単身化が進んでいる中でペット飼養が増えている状況と将来
の街づくりを考え、ペット飼養の問題に関する今後の検討に資する資料収集を目的と
して発足。
- 2013年3月 県ドリームハイツ自治会及び管理組合に「準備委員会報告書」を提出
- 2013年9月 「ペット問題検討委員会」発足（以下検討委員会）
準備委員会」の報告を受けて、自治会及び管理組合はペット問題の検討を継続するこ
とを決議し、ペット飼養に関して県ドリームハイツの課題として取り上げ問題解決に
取り組むこととした。
- 2014年11月 県ドリームハイツ自治会及び管理組合に、「検討委員会報告書」を提出
- 2015年10月 「ペット飼養問題検証委員会」発足
検討委員会の報告を受けて、住民参加型の委員会（自治会・管理組合・住居者（ペッ
ト飼育者及び非飼育者）で構成）住民参画の委員会として発足。
- 2016年3月 県ドリームハイツ自治会及び管理組合に答申案を提出。

ペット飼養問題検証委員会 14 回開催、アンケートによるペット飼養の実態調査及び飼育への意見集約、
広報活動 5 回（実態調査結果・飼養者へのマナー喚起・検証委員会の周知）実施

5. ペット飼養問題検証委員会活動記録

次に本委員会今までの活動を報告します。

(1) 準備会発足

まず管理組合と自治会のメンバーで準備会を立ち上げ、県ドリームハイツ住民からペット飼養者及び非飼養者から夫々若干名の公募を行いました。その結果、平成27年9月より、以下の16名のメンバーが確定しました。公募委員には、管理組合理事長、自治会長名で委嘱状を発行しました。

(敬称略)

・自治会 ; 塚本 英史、寺田 義輝、宮内 俊輝、早坂 広美

(28年度からは、宮内 ⇒ 袴谷 和延に交代)

・住宅管理組合 ; 関 肇、小平 光晴、首藤 光男、水木 登

(28年度より、関、小平 ⇒ 田中 ふさ江、今田 百合子に交代)

・ペット飼養者 ; 高村美智子、田村 雅子、石川 雅美、篠原 貴恵

・非飼養者 ; 豊澤 楯彦、加藤 深美、松井 啓衣、坪井 宗敏

(2) 本委員会活動

平成27年10月よりほぼ月1回のペースで委員会を開催しています(その議事録は、添付資料2~15に示します)。その活動は、まず本委員会の方向性を議論することから始まり、委員会の目的、構成、会議の運営、活動費などについて、確定した内容をペット検証委員会会則にまとめました(当該文書を添付資料16に示します)。

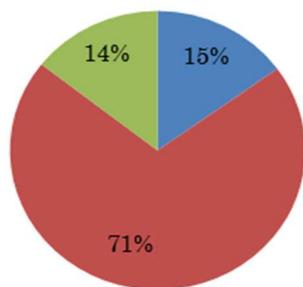
(3) 広報活動①

この委員会が発足し、ペット飼養の問題が公のものになったことを知らせるため、その広報を各棟の階段下に掲示しました(当該文書を添付資料17に示します)。

(4) ペット飼養実態調査

次にペット飼養の正確な実態を調べるため、県ドリームハイツ全戸を対象にアンケート調査を行いました。その結果は以下の通りで、86%の回答を得ることができました。又、各棟別の集計表を添付資料18に示します。

・アンケート回収率



全世帯数	1423
ペット飼育者数	214 (15.0%)
非飼養者数	1004 (70.6%)
回答なし	205 (14.4%)

■ ペット飼養者数 ■ 非飼養者数 ■ 回答なし

・ペット飼養数（ペットの種類）

犬	113
猫	157
その他	29
合計	299

犬、猫、その他を複数重複して飼養しているため、合計数はペット飼養者数と一致しません。
 その他は、兎、亀、ハムスターなどです。

・自由意見について

回答者数	1218
意見提出者数	169 (14%)
うちペット非飼養者	152 (90%)

⇒

マナーの悪さへの苦情	52%
ペット飼養者容認	20%
協定違反は許されない	10%
ペット飼養否定	6%
その他	12%

約169件（回答者中約14%）に上る貴重な意見を頂きました。意見の殆どはペット非飼養者（約89%）のもので、多くはマナーの悪さに対する不満や苦情でした（約7割）。その中では、糞尿などの排泄物不始末に対するものが最も多く（約3割）、その他には、エレベーター使用、臭い、鳴き声、抜け毛、野良猫対応、リードの長さ等への苦情も多くありました。

しかし、アンケートでは飼養者への苦情を呼び掛けたにもかかわらず、マナーを守るという限定つきも含めると、ペット飼養容認の意見も少なからず見られました（約3割）。他には、規

則違反ということを再認識してほしいという不満反発（約14%）や、アレルギーなどの健康面から飼養を絶対に認めるべきではない（約8%）という意見もありました。

（5）広報活動②

アンケートの結果を「ペット飼養検証委員会だより第1号」として、できるだけ分かりやすい表現で住民に公表しました。又、自由意見ではペット飼養者のマナーの悪さの指摘が多かったことを受け、「ペット飼養検証委員会だより第2号、第3号」として、マナー向上のお願いをしております（当該文書を添付資料19～21に示します）。

（6）ルール作成

ペット飼養不可から可になった外部の管理組合の事例や、現ドリームハイツ内のペット会の規則を参考に、ペット飼養細則案を作成しました（添付資料1）。

以上